

第 2 8 回臨時会

南部町議会会議録

平成22年 4 月 5 日 開会
平成22年 4 月 5 日 閉会

南部町議会

第28回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（4月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長提出議案提案理由の説明	4
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	12
署名議員	15

第28回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年4月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第49号 南部町副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第50号 南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第51号 南部町副町長の選任について
- 第 8 議案第52号 南部町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 総 務 課 長 小 萩 沢 孝 一 君
学 務 課 長 庭 田 卓 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 田 辺 弘 治 主 幹 板 垣 悦 子
主 査 秋 葉 真 悟

開会及び開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第28回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第28回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催しまして、協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案4件でございます。よって、本臨時会の会期は本日4月5日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

川守田稔君 着席

議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において20番佐々木由治君、1番工藤正孝君を指名いたします。

会期の決定

議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日4月5日、1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

町長提出議案提案理由説明

議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案4件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは本日招集の第 28 回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、年度初めの何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会でございますが、今年 4 月 1 日以降空席となっております副町長及び 3 月 16 日以降欠員が生じておりました教育委員会委員の人事案件について、適任者をそれぞれご提案いたしたく、急遽、臨時会を開催させていただいたものでありますので、ご理解のほどよろしく願います。

ここで、去る 2 月に発生した職員の不祥事に関する処分について、ご報告とお詫びを申し述べさせていただきます。

この度の、課長級男性職員の酒気帯び運転による交通事故に関しましては、3 月 1 日付で総務課付の人事異動を行い、自宅で謹慎するよう指導し、処分につきましては、事案の重大性を勘案し、本人から事実確認を行った上で、去る 3 月 31 日付で懲戒免職処分と致したところであります。

この度の処分は、大変厳しいものとなりましたが、町の規則に基づき決定したものであります。

ここに、改めまして、町民の皆様並びに関係各位に対し、深くお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、再発の防止に向け、4 月 7 日に全職員に対し訓示を行い、綱紀肅正、法令遵守を徹底し、併せて、この度の不祥事により失われた住民の皆様への信頼の回復へ向け、全職員が一丸となって職務に励むよう指導して参る所存であります。

この度の職員の不祥事並びにその処分につきましては、任命権者として、また、管理監督の立場にある者とし、本職につきましても、減給の処分を行うこととし、本日、関連する条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第 49 号、南部町副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これまでは、町村合併に伴う新町の一体性の確立並びに行政内部の調整等のため、副町長の定数を 2 名としておりました。

しかし、合併から 5 年目を迎え、町の一体性が図られ、併せて行財政改革等経費節減の観点からも、定数を 1 名とするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 50 号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります。先ほど申し上げましたとおり、このたびの職員の不祥事に関し、本職の任命権者としての責任の所在を明確にし、自らを戒めるため、本職の給料を減額することとし、条例を改正するものであります。

次に、議案第 51 号、南部町副町長の選任についてであります。4 月 1 日以降空席となっております副町長の職に関し、議案第 49 号に基づき、適任者 1 名を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 52 号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。3 月 16 日以降欠員となっております教育委員会委員 2 名について、適任者 2 名を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容でありますので、議員各位には、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問に応じまして、本職及び担当課長より詳細にご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第 5、議案第49号、南部町副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 議案第49号でございます。

1 ページでございます。議案第49号、南部町副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由、南部町副町長の定数を 1 名とするため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例。南部町副町長の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 2 人」を「 1 人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

第2条中、2人とありますのは、定数を2人と定めているものでございます。これを1人に改めるものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第50号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 3ページでございます。

議案第50号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、平成22年5月に町長に支給する給料を減額するため、条例の改正を行うものでございます。

4ページをお開きください。南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。(平成22年5月に支給する町長の給料の特例)

2、平成22年5月に支給する町長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減額した額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

第2条第5項の規定にかかわらずとございますが、第2条第1項に関しましては、町長の給料月額を定めているものでございます。月額76万3,000円を支給すると定めているものでございます。今回その規定にかかわらず、給料月額から当該給料月額、5月に支給する分を100分の10を乗じて得た額、つまり1割を減額。7万6,300円を減額し、5月分に支給する給料月額を68万6,700円とするものでございます。

今回の改正につきましては、このたびの職員の不祥事に関しまして、町長から強い申し出があったものでございます。

職員の公務外での交通違反にある不祥事に関しましては、このような例は少ないのですが、年度内に公務外ということがございますが、2回というような不祥事事故がありましたので、町長の申し出により改正するものでございます。

以上でございます。

議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第7、議案第51号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) 議案第51号、南部町副町長の選任についてご説明を申し上げます。

先ほど、ご議決をいただきました議案第49号、副町長の定数に関する条例の一部を改正する条例に基づきまして、4月1日以降、空席となっております副町長1名を選任したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住所、南部町大字福田字あかね2番地50、氏名、坂本勝二。昭和24年4月15日生まれ。この方を適任者と認め、南部町副町長に選任したいのでご同意くださるようお願いいたします。

議長(小笠原義弘君) 質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

12番(立花寛子君) 議案第51号、南部町副町長の選任について討論を行います。

人事案件とはいえ、当日の議案配布ということでは全く調べようがありません。どういう人物がどういう考えを持ち、どのような気持ち、考えから副町長として仕事に取り組みられるのか、最

低限、これだけは事前に把握しておきたいと思います。そういう時間的配慮も与えられない状態で紹介されても、判断のしようがないではありませんか。数日前でも集まりを持ち、人物の紹介をする配慮は必要だったのではないのでしょうか。人事案件だから事前に発表できないということはないと思います。どなたが見てもこの方ならと感じられる方はいると思います。そのような方に仕事についていただきたいと思います。

また、今までも臨時議会の議案は当日配布が多く見受けられますが、事前の調査、研究が必要です。臨時議会は三、四日前、定例議会はせめて1週間前までに議案配布を希望者には自宅配布できる体制をとるべきではないでしょうか。時間的余裕のない調査では、町の活性化にもつながらず、議員の仕事としても十分に働いていないと受け取られかねません。改善していただくよう強く要求するものであります。

なお、人事案件に関しましては、明確な答えを出すだけの資料、時間的配慮が与えられていないことを理由に態度保留、棄権いたします。

以上の理由を述べ、討論といたします。

討論を終わります。

立花寛子君 退席

議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第51号は同意することに決しました。

.....
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第 8、議案第52号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

立花寛子君 着席

町長（工藤祐直君） 議案第52号、南部町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

3月16日以降、欠員となっておりました教育委員会委員 2 名について任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所、南部町大字大向字泉山道 7 番地 1、氏名、境久孝氏。昭和20年 1 月16日生まれ。同じく住所、南部町大字福田字あかね 2 番地162、氏名、佐藤俊男氏。昭和24年 6 月 4 日生まれ。任期をいずれも、本日から平成26年 4 月 4 日までの 4 年間。以上の 2 名の方を適任者と認め、南部町教育委員会委員に任命したいので、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は同意することに決しました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 第28回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご議決、ご同意を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

さて、平成22年度がスタートいたしました。4月1日付け職員の人事異動による事務引継もほぼ終わり、また、本日、副町長及び教育委員会委員の人事案件についてご同意をいただいたことにより、新体制の下、先の定例会でご議決をいただいた予算に基づき、これから各種事務事業を進めて参ることとなります。

新年度におきましては、大規模な事業への着手も予定されております。これらの事業を着実に進めていくに当たりまして、今年度も引き続き議員各位のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げ、本臨時会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小笠原義弘君） これで第28回南部町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

ここで、ただいま同意をいただきました副町長よりごあいさつがあります。

（副町長 坂本勝二君 入場）

副町長（坂本勝二君） 坂本勝二でございます。

発言の機会を賜り、まことにありがとうございます。

先ほどの臨時会におきまして、副町長に選任されました。

微力非才の身ではございますが、副町長の重責を担いました上は、工藤町長を支え南部町発展のために鋭意専心、精励いたす所存でございますので、議員各位におかれましては、なにとぞご

指導ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、甚だ簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

(副町長 坂本勝二君 退場)

(午前10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 佐々木 由 治

署 名 議 員 工 藤 正 孝